

【垂水市指定給水装置工事事業者の変更届出等について】

指定事項に変更があったとき

指定事項に以下の変更があったときは、変更があった日から30日以内に、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）」を作成の上、水道課へお届けください。

- ・事業所の名称及び所在地
- ・氏名又は名称及び住所、法人にあっては、その代表者の氏名
- ・法人にあっては、役員の氏名

(変更届出時に必要な添付資料)

変更の種類	区分	定款の写し	登記事項証明書	住民票	誓約書
氏名又は名称	個人	—	—	必要	—
	法人	必要	必要	—	—
住 所	個人	—	—	必要	—
	法人	必要	必要	—	—
代 表 者	法人	必要	必要	—	必要
役 員	法人	—	必要	—	必要

事業の廃業や休止、再開があったとき

事業所が廃業または休止する時、または再開する時は、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」（様式第11）を作成の上、水道課へお届けください。

- ・廃止・休止の場合 → 廃止または休止の日から30日以内に届出
※「交付済の事業者証の原本」を添付してください
- ・再開 → 再開の日から10日以内に届出

給水装置工事主任技術者の選任や解任があったとき

新たに主任技術者を選任する場合や、解任した場合は、当該事由が発生した日から2週間以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）を作成の上、水道課へお届けください。

※選任の際は「給水装置工事主任技術者免状の写し」を添付してください

変更届出等送付先、お問い合わせ先

〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地 垂水市役所水道課業務係
電話：0994-32-1111（内線129・135）